

第7期以降の運営協議会および運営委員会の方向性について

令和6年1月30日
高齢施策担当部高齢者支援課
高齢施策担当部介護保険課

次期（令和6年7月～令和9年6月）練馬区地域包括支援センター運営協議会（以下「包括運協」といいます。）および練馬区地域密着型サービス運営委員会（以下「密着運委」といいます。）について、第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において目標として掲げている「地域包括ケアシステム※の深化・推進」を図るため、両附属機関を統合するなどの見直しを行います。

※ 地域包括ケアシステム…高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供されている体制」のことをいいます。

1 これまでの経緯

● 平成18年度の介護保険制度改正では、予防重視型システムへの転換、高齢期になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための「地域ケア」体制の構築という視点から

- ・ 地域包括支援センターを創設
地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の設置が必要とされる。
- ・ 地域密着型サービス類型を創設
地域密着型サービス事業者の指定等には被保険者等の関与する仕組みが必要とされる。

⇒ 平成18年7月に、練馬区介護保険条例で包括運協と密着運営を設置

「地域ケア」など理念が共通するため、合同開催により実施（同一委員、同一日時で開催）

2 今後の方向性、課題

包括運協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活圏域を従来の4地区（福祉事務所単位）から27地区（地域包括支援センター単位）に拡充するとともに、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、体制を強化することに伴い、地域包括支援センターの果たす役割がより重要になる。
密着運委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービスの区外事業所の新規指定と区内外事業所の指定更新については、委員から意見聴取する必要性が少ないことから、事前協議ではなく報告とする予定
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも両附属機関で案件が重なることも多く、地域包括ケアシステムの推進という目的から考えた場合、分ける必然性がない。 ・ 生活支援コーディネーターや地域のNPO等の多様なサービス提供主体が参加し、情報共有や関係者のネットワーク化、担い手を支援活動につなげるマッチング等に取り組む協議体の運営は、地域課題を共有し、検討するという点において、現在の地域ケアセンター会議および地域ケア圏域会議と重なる面が多いことから、来年度からは一体的に開催することを予定している。こうした地域の課題については、地域密着型サービスとも連携して、解決に向けて検討していくことが必要不可欠である。

3-1 第7期以降の見直し① 両附属機関を統合します。

・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、地域包括支援センターについては、これまでの役割に加え、日常生活圏域を見直し、生活支援体制の整備を中心となって担い進めていくことから、**附属機関名を、「練馬区地域包括ケア推進協議会」とします。**

・ 地域密着型サービスは地域包括ケアシステムの推進に欠かせないものであるから、「練馬区地域包括ケア推進協議会」の所掌事項に含めます。

【メリット】

・ 生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域における地域密着型サービス事業所やNPOとの連携の推進を一体的に検討できます。

3-2 第7期以降の見直し② 構成員に包括職員1名を加えます。

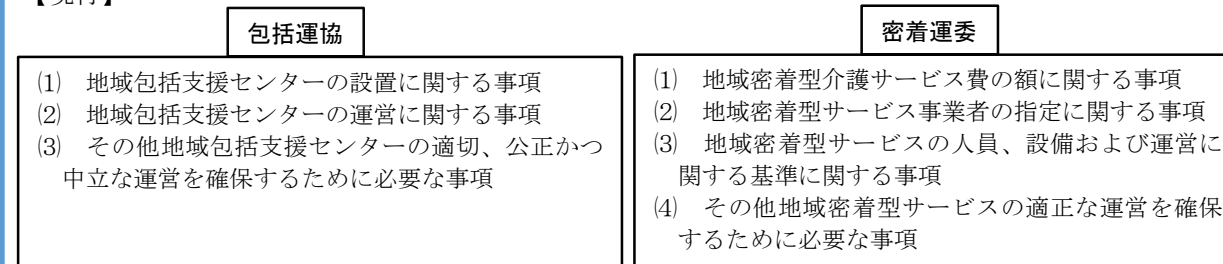
地域包括支援センターの現場の状況や意見を聴くため、**新たに地域包括支援センターの職員を委員に加えます。**

【委員構成・定数】

構成員	現行	変更後
被保険者	4人以内	4人以内
居宅サービス等の利用者等	2人以内	2人以内
医療従事者	2人以内	2人以内
保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者	6人以内	7人以内
指定居宅サービス事業者等の職員	4人以内	4人以内
学識経験者	2人以内	2人以内
合計	20人以内	21人以内

4 所掌事項の変更 ※練馬区介護保険条例に規定

【現行】



【変更後】

地域包括ケア推進協議会
1 地域包括支援センターに関するつぎに掲げる事項 (1) 地域包括支援センターの設置に関する事項 (2) 地域包括支援センターの運営に関する事項 (3) その他地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項 2 地域密着型サービスに関するつぎに掲げる事項 (1) 地域密着型介護サービス費の額に関する事項 (2) 地域密着型サービス事業者の指定に関する事項 (3) 地域密着型サービスの人員、設備および運営に関する基準に関する事項 (4) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項 3 <u>生活支援体制整備事業に関するつぎに掲げる事項</u> (1) <u>生活支援コーディネーターの活動に関する事項</u> (2) <u>その他生活支援体制整備事業を推進するために必要な事項</u>